1　法定外公共物（赤線・青線）の売払いについて（尾張旭市提出）

資料1

市名		各市の状況
1	名古屋市	基本的には、職員が公示地からの比準により算出しております。ただし、比準評価が難しいと判断したものについては、鑑定評価によっています。鑑定評価は市で依頼しており、払下げ申出人に費用負担は求めておりません。 ただ、法定外公共物を管理している部署において、評価事務の円滑化を図るため、簡素化した計算式で評価が可能となるような手法を研究しているため、一律の単価や計算方法を定められている他市の事例を参考にさせていただきたいと考えております。
2	豊橋市	鑑定評価により算出しており、費用負担は求めておりません。
3	岡崎市	計算方法を定めている。
4	一宮市	廃道敷地等払下基準を定め、廃道敷地等を含む一体利用地の固定資産税評価額（正面路線価）の単価を基に簡易評価を行い、その50％を払下げ価格としている。 （回答作成：管財課）
5	瀬戸市	基本的には、職員による比準評価による算出をしています。ただし、払下げの面積や比準の困難度を考慮し、鑑定評価を実施（本市費用負担）する場合もあります。
6	半田市	売払い単価については、基本的には職員による比準評価としていますが、面積が大きく、売払い価格が500万円を超えそうな場合は、鑑定評価としています。その場合の委託料は市の負担としています。
7	春日井市	固定資産税評価額を0．7で除して実勢価格とし、奥行価格や間口狭小等の補正率を乗じて価格を算出しています。ただし、次の事項を全て満たす場合については、実勢価格ではなく、固定資産税評価額に補正率を乗じて価格を算出しています。 1　市場性がない土地 2　隣接所有者にしか売れない土地 3　市としても赤道、青道等の整理ができ、今後の維持管理も不要となる土地
8	豊川市	豊川市では平成24年度の評価替えに併せて市内全域に路線価を設定しております。平成6年度の評価替え時に固定資産税評価額は公示価格の7割に設定するということになっていますので、これを基に固定資産税評価に使用しております補正率を乗じて算定しております。（元々が「赤線」「青線」のため基本的には「雑種地」として評価をしております。）
9	津島市	近傍類似の評価格（払下げ要望者の土地評価格）による。
10	碧南市	赤道等狭小地の払い下げの場合、払い下げ後、一体的に使用する土地と同等と評価し、その固定資産税評価額の㎡単価（百円未満切捨て）としています。
11	刈谷市	売払い予定地に近接する固定資産税路線価を売払い単価としております。（個別的要因格差率、時点修正率は加味しません。）
12	豊田市	（単価の算出方法） ・市の内部組織である「公有地価格査定委員会」において、処分価格を算定している。 ・価格の算定は、原則、地価公示法に規定する標準地又は国土利用計画法施行令に規定する基準地と比較する標準地比準方式により行う。 ※根拠：豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程 ※査定委員会事務局：総務部用地審査課 ≪参考≫ ・法定外公共物以外の物件（市場性のある物件）についても同様に内部組織で算定しているが、そのベースとなる金額については不動産鑑定士による鑑定評価額を採用している。

市名		各市の状況
13	安城市	本市においては、安城市土地取得審査委員会法定外公共用物処分要領を定め、平成24年4月1日より施行しており、売払いにおける処分単価の計算方法が決められております。 詳しくは、要領を添付しますので、ご確認ください。
14	西尾市	・ その他（一律の計算方法を定めている） 相続税評価額を基に、1㎡当たりの評価額を算出した後、評価時点までの時点修正を行い、時価相当にするための一定の掛率（100/80）を乗じ、また需給事情による修正が必要とされる場合には、一定の修正率（最大70/100【30％減額】）を乗じて1㎡当たりの予定価格を算出し、対象面積を乗じて、売却価格を算出します。ただし、相続税路線価が設定されていない地域については、路線価相当額を固定資産税路線価に相続税の「固定資産税評価額に乗ずる倍率」を乗じた価格としています。
15	蒲郡市	廃路敷地の処分要綱を定めており、下記のとおり価格を評定しています。 1 市街化区域、調整区域内宅地及び宅地比準地 譲渡価格＝固定資産税評価額÷地域区分率×０．５×地積 2 調整区域内農地、山林及び原野 譲渡価格＝固定資産税評価額×相続税・贈与税の土地評価倍率÷地域区分率×０．５×地積 ※地域区分率 ①市街化区域、調整区域内宅地及び宅地比準地…０．７ ②調整区域内農地、山林及び原野…０．２ ただし、これにより難いときは売買実例等を参考として算定した価格とし、処分しようとする物件が代替の道路、河川及び水路の寄附提供による場合は、寄附物件相当額を控除した額としています。
16	犬山市	「法定外公共物の売払いに関する要綱」に基づき、計算方法を定めています。
17	常滑市	鑑定評価によります。なお、費用負担は求めていません。
18	江南市	用地買収価格は、固定資産税路線価に調整率（宅地:1.0　農地:0.8　その他:0.9）を乗じて得た額とし、固定資産税路線価を限度とする。※江南市土木支弁規程第3条第2号抜粋
19	小牧市	法定外公共物(赤線・青線)の売払いにおける処分価格については、用地担当職員によって、過去の土地取引事例などをもとに比準し、算出しています。また、処分する土地の価格総額が1,000万円を超える場合については、内部会議である財産処分審査会(幹事会)に諮り、処分価格を決定しています。
20	稲沢市	国から譲与を受けた法定外公共物の売払い単価の算出については、庁内の所管課において内規により定めているところですが、その算出方法は、隣接土地の相続税評価額（百円未満切捨て）によるものとしています。 なお、売払いに伴い必要な土地の測量等については、申請者において行うものとしています。
21	新城市	本市における法定外公共物の払下については、平成25年度より法定外公共物を払下にのみ適用する独自の要綱に基づき払下単価を決定しています。 以前は職員の比準評価により算定していましたが、担当する職員によって払下単価に差が生じる可能性があることから、払下げ単価の算出にあたり統一的な算定方法を定めたものを作成しました。法定外公共物以外の土地（保育園跡地等の売却可能土地）については、不動産鑑定評価により売却単価を決定しています。
22	東海市	鑑定評価による。鑑定評価の意見書費用負担は求めていない。

市名		各市の状況
23	大府市	「大府市廃道敷等の事務処理要領」に基づき実施している。 通常は職員の批准評価により算出しているが、利用形態の一画地が500㎡以上の土地は、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼（費用は市負担）し、「大府市有財産審査会」に諮って決定している。
24	知多市	職員の比準評価による
25	知立市	財務課担当職員が、地価公示地又は県基準地を標準地として土地価格比準表を用いて算出した単価に、標準地の地価変動率におおじた時点修正を行った単価と、固定資産税路線価を基に算出した単価の平均値を算出し、市の財産評価審査委員会に諮って決定します。
26	尾張旭市	法定外公共物（赤線・青線）に係る売払い単価の算定方法については、現在特にルール化がされておらず、職員による比準評価や鑑定評価をとるなどケースに応じて対応しています。しかしながら、法定外公共物は極端な不整形地が多く、経験の少ない職員では比準評価が難しくなってきており、できれば鑑定評価など他の方法により価格を求めていきたいが、鑑定評価の場合には費用を誰が負担すべきかということで議論になるため、誰でも単価を算出できるルールを定めている自治体があれば、参考とさせていただきたい。 （例：岡崎市法定外公共物処分価格評定要領）
27	高浜市	本市では、隣接土地所有者から赤線・青線の払下げの要望があった場合、その売払い単価について鑑定評価を依頼し、その鑑定結果を踏まえ、相手方と売払いについての交渉を行っています。また、隣地承諾については、要望者により承諾書をいただいてもらっています。 （所管グループ：都市整備グループ）
28	岩倉市	本市におきましては、岩倉市普通財産（土地）の売払いに関する要綱を定め、この要綱に基づき売払いを行っています。 要綱第4条で、土地の売払いは原則として入札によるものとし、例外的に形状が不整形又は概ね100平方メートル未満のため、単独で利用することが困難な土地を当該土地に隣接する土地所有者に売払う場合等には随意契約によることができるとしています。 要綱第5条で、土地の売払価格については、固定資産税路線価格、地価公示価格等を参酌して、岩倉市公有財産処分審査会が評価した額を基準とすると規定しております。 この規定に基づき、売り払い単価は、原則として、固定資産評価額をもとに算出しています。
29	豊明市	本市において売買土地の価格決定は内部の審査会で行われており、以下の価格を参考として基準単価を作成する。参考とする順は若い番号順で①鑑定評価②市が売買した近隣の事例③地価公示又は地価調査④他の公的機関の価格（近接市町の決定した価格や相続税評価額）⑤固定資産税路線価又は評価額⑥民間の売買実例価格 以上の①から⑥までにより算出した基準単価を元に道路、水路等は30パーセントとしている。 道路、水路等については面積も大きくなく形状についても整形ではないので、わざわざ鑑定評価を取るケースはほとんど無く、その多くは⑤固定資産税評価額を参考として基準単価を算出し価格決定をしている。
30	日進市	不動産鑑定士の意見書による。（意見書作成費用は市で負担している）
31	田原市	田原市用途廃止事務取扱要綱第6条による。（別紙参照）
32	愛西市	○その他（計算方法による単価） 計算式：隣接する土地の固定資産税評価額÷０．７×１／３ ○費用負担 測量、表題登記、保存登記、所有権移転登記は原則、原因者（申請者）負担

市名		各市の状況
33	清須市	・近傍類似価格による
34	北名古屋市	・道路拡幅や調整池事業により近隣で買収実績等がある場合は、その鑑定評価の成果を利用し比準する。 ・近くに鑑定評価の資料がない場合については、路線価価格より比準している。 (いずれも比準は職員が行う)
35	弥富市	弥富市の法定外公共物(赤線・青線)の売り払い単価の算出方法は、固定資産税路線価に0.5を乗じた額を使用しています。 【担当　土木課】
36	みよし市	不動産鑑定土地評価依頼により売り払い価格を算出している。 また、鑑定費用は市の負担としている。
37	あま市	固定資産税の路線価を使用し、画地計算法により評価額を算定。(費用負担は求めていない。)
38	長久手市	売り払うという方針が決定された場合には、鑑定評価に基づき、売払単価を決定していく。この場合、鑑定評価にかかる費用は、市側の負担により行う。

２ 公共施設等総合管理計画にかかる合意形成について（高浜市提出）

資料2

市名		各市の状況
1	名古屋市	アセットマネジメントの推進に向けた市民との情報共有・合意形成については、市設建築物の築年数、規模、利用状況などの情報を幅広く収集・整理した「名古屋市公共施設白書」をホームページ等に公開するとともに、その概要版を市民向けに配布し、広く市民への周知を図っているところです。 また、「市設建築物再編整備の方針」策定（平成27年9月）時においては、今後の公共施設のあり方について広く市民アンケートを実施するとともに、“これからの公共施設を考える”として市民向けシンポジウムを開催いたしました。 今後、施設の再編整備を進めるにあたっては、施設の利用者を始め広く市民全体の意見が反映されるよう、ワークショップや市民シンポジウムの開催等により、様々な機会をとらえ問題意識の共有・醸成に努めるなど、市民が再編整備に参画できるよう十分配慮しながら進めていくこととしています。 また、アセットマネジメントの取り組みを市民の皆様に広く理解していただくため、まずは施設の再編整備のモデル事業を早期に設定し、取り組むこととしています。
2	豊橋市	今年度（平成28年度）に「公共施設等総合管理計画」の策定を予定しており、公表前にホームページでパブリックコメントを募集したいと考えています。 また、来年度（平成29年度）に「施設白書」の作成を予定しており、白書のデータを集約・分析した後に市民と意見交換を行うことも検討しています。
3	岡崎市	平成26年度に全体方針案、平成27年度に類型別方針案を作成し、平成28年6月から7月にかけてパブリックコメントを実施しました。今後、パブリックコメントの意見をふまえ、9月頃の公表を予定しています。 類型別方針は、40類型に及ぶため1類型につきA4サイズ原稿2ページ分に記載内容を圧縮しています。また、施設の老朽化状況は類型ごとに大きな差があるため、一定の築年数を迎える時点（築40年目）における「検討の方向性」を類型ごとに記載しています。 このような性質上、本計画の記載内容については、各施設の築40年前後で関係者・利用者に対し現状と検討の方向性に関する理解を求めるとともに、具体的な対策の相談を含む説明会等を行っていく予定です。
4	一宮市	平成28年度中に策定予定の公共施設等総合管理計画には、公共施設等に関する情報や問題意識を市民と行政が共有するために、行政は積極的に情報を開示し、市民の意見を取り入れる趣旨を盛り込む予定ですが、具体的な議論は始めていません。（回答作成：企画政策課）
5	瀬戸市	現在「公共施設等総合管理計画」の策定を進めており、平成28年度末までに取りまとめ公表を予定しています。 市民との合意形成の方法については、市広報やホームページ等で情報提供すると共に、併せて節目ごとに市議会への報告、情報提供を行ってきました。 今後は、「公共施設等総合管理計画」の案の公表に合わせ、パブリックコメントを実施し、広く市民意見を聞いて行く予定です。
6	半田市	平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定する予定で、議会や住民との情報共有も進めていきますが、その方法については、現時点では確定していません。
7	春日井市	本市は、平成27年度に「公共施設等のあり方に関する基本方針」を策定し、平成28年度に「公共施設等マネジメント計画」を策定することとしています。 こうした計画を推進する上で市民との合意形成は肝要であるため、公共施設カルテを毎年更新し、施設が抱える課題等をわかりやすく公開していきます。また、公共施設の新設や集約化、複合化などを検討する場合は、市民と議論を重ね、整備を進めていきます。

市名		各市の状況
8	豊川市	豊川市では、公共施設等の老朽化問題に対して、平成23年度以降公共建築物を対象に公共施設白書を策定するとともに、平成27年6月に老朽化施設の統廃合、機能や利用圏域の重複する施設の多機能化・複合化等への実施プランとなる「公共施設適正配置計画」を策定致し、リーディング事業を進めております。平成27年度より、インフラ系・プラン系施設を含めた公共施設等総合管理を策定しており、平成28年6月20日から1ヶ月間パブリックコメントを実施したところです。策定過程では、外部アドバイザーから助言を頂くとともに、「公共施設等総合管理計画ニュース」を作成し、HPへの掲示や各公共施設に設置致しました。また、広報7月1日号に特集記事として「公共施設の今を知る 先を見る」を掲載し、広報12月1号に「マンガでわかる公共施設適正配置計画」の続編を作成し、全戸に配布する予定です。
9	津島市	津島市では、今年度中の策定を予定しております。 策定にあたり、素案に対してのパブリックコメントの実施、ホームページ等での情報提供は行いますが、現在のところ、地区説明会等を開催する予定はしておりません。
10	碧南市	当市では、平成27、28年度の2ヵ年で公共施設白書を含めた公共施設等総合管理計画の策定を進めています。今年度、公共施設に関する市民アンケートを実施するとともに、案の段階でパブリックコメントにて市民の意見を聴取する予定です。策定後は、市広報やホームページを通して、公共施設白書及び公共施設等総合管理計画を公表することで、市民への周知、情報共有を図っていく予定です。
11	刈谷市	刈谷市では、平成27年度から2カ年にかけて計画策定に取り組んでおり、平成28年度末に「公共施設等総合管理計画」の策定を予定しております。計画策定段階での市民との情報共有方法といたしまして、平成28年度中にパブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映する予定をしております。
12	豊田市	豊田市では、平成28年度末までに公共施設等総合管理計画の策定・公表を行うため、現在検討作業を進めているところです。 今後の策定過程においては、パブリックコメント等を通じて市民意見を適宜計画に反映し、合意形成を図っていく予定です。 なお、公共施設等の老朽化への課題認識やその対応方針など、市民の理解を得るための方法については、本市においても検討中です。
13	安城市	本市におきましても、平成28年度末までの策定を目指して、安城市公共施設等総合管理計画の策定作業を進めているところであります。この計画に対する市民への合意形成は、安城市市民参加条例第8条（市民参加の実施）に基づき、計画案が策定される平成29年の1月頃に、パブリックコメントの手法によって意見募集をする予定です。 なお、公共施設等の再配置につきましては現在のところ未定ですが、市民に十分な説明をしていく必要があると考えております。
14	西尾市	西尾市では、平成23年度にハコモノ施設を対象として、今後の施設のあり方に関する基本理念や基本方針などをまとめた「西尾市公共施設再配置基本計画」を策定し、施設の概要をまとめた「公共施設白書2011」を作成しました。平成25年度には平成26年度から平成30年度の5年間に着手する8つの再配置プロジェクトなどをまとめた「西尾市公共施設再配置実施計画2014→2018」を策定しました。 本計画の策定の各段階において、世論調査や、意識調査、再配置検討ワーキンググループ、Eモニターなどを実施し市民との合意形成を行っています。また、本計画を進めるなかにおいて、地区ごとの市民説明会や、市民ワークショップ、中学生によるワークショップ、映像シンポジウムを行い、さらにPFI手法で行うプロジェクトについては、大小の市民説明会、シンポジウム、SPC（段階により応募グループや優先交渉権などと呼びますがSPCと統一）による公開プレゼンテーション、SPCによる市民説明会などを開催するとともに、市広報やホームページ（見える化により詳細情報を掲載）等で情報提供し、理解と協力をお願いしています。 「公共施設等総合管理計画」は平成28年度中に策定する予定で進めておりますが、市民への影響の大きいハコモノ部分について、上記のとおり、各種手法により合意形成を図ってきたこともあり、公共施設等総合管理計画ではパブリックコメントと市広報やホームページ等で情報提供することとし、シンポジウムや地区説明会は行わない予定です。

市名		各市の状況
15	蒲郡市	公共施設等総合管理計画については平成28年度中に策定予定です。計画自体に関する市民意見聴取機会としては、計画案に対するパブリックコメントを考えています。 ハコモノについての老朽化問題については、公共施設等総合管理計画以前である、平成24年度から取り組んでおり、平成26年度作成の公共施設白書により、施設総量の把握と問題点の抽出を行っております。 ハコモノに関する市民との合意形成について申し上げますと、平成27年度には無作為抽出による市民の方」2,000人を対象とした市民意向調査アンケートを実施しております。また、白書データとともに市民アンケート結果を元にし、15名の市民委員の方々に今後の公共施設がどうあるべきかを議論していただく場として、5月から9月にかけて公共施設のあり方検討市民会議を計5回開催し、市民会議での議論内容をまとめた提言書が10月に市長に提出されました。市民アンケート及び提言書の下、3月に、「適正化」、「効率化」、「魅力」、「安全性」、「実行力」の5つをキーワードとして設定した公共施設マネジメント基本方針を策定しております。 平成28年度は基本方針に従って、市民から意見聴取する機会を設定しており、将来の蒲郡市を担っていく世代である16歳から39歳の市内在住・在学・在勤の方を対象に参加者を公募した「若者まちづくりミーティング」を7月から9月にかけて開催、また若者意見から導かれた実施計画素案を議論する場として、公募市民、公的団体などの代表者、有識者などを委員とした実施計画策定会議を、7月から12月にかけて開催する予定です。 会議の進捗状況や結果については、市のHP又は広報にてお知らせしていく予定です。
16	犬山市	本市は、平成27年3月に建築物を対象とした「犬山市公共施設マネジメント基本計画」、平成28年3月に土木施設を対象とした「犬山市土木施設マネジメント基本方針」を策定し、これらの内容を網羅した形で、平成28年度末までに「犬山市公共施設等総合管理計画」を策定する予定です。計画に対する市民への合意形成については、市広報、ホームページ、町会長会等での情報提供とし、具体的なアクションプランを実施する時点で地区説明会や市民アンケート（全市的に）を実施し、計画を推進する方針です。
17	常滑市	本市では、ハコモノ施設、インフラ施設等の全ての公共施設について、施設類型ごとの基本的方針を示した公共施設等総合管理計画を平成28年4月に策定しており、本計画における市民への合意形成としては、パブリックコメント及び議会への説明を行っております。 なお、平成28年度からは、個別施設毎の詳細データについて分析した上で、一施設ごとの在り方（複合化・統合・廃止・転用）を示す公共施設アクションプランの策定に取り掛かっており、プラン策定の段階では、市民が施設の現状を把握したうえで在り方を考えられるよう、収集・分析した情報を適宜公開するなど行っていく予定です。
18	江南市	本市につきましても、「江南市公共施設等総合管理計画」を策定した際、市広報やホームページで情報提供をし、理解と協力をお願いしております。
19	小牧市	公共施設等総合管理計画にかかる市民の合意形成について、現時点では、住民説明会の実施は予定していませんが、計画作成の際にパブリックコメントを実施し、その後は、市広報やホームページ等で広く情報提供を行う予定です。
20	稲沢市	公共施設等総合管理計画につきましては、今年度中の策定に向けて、現在、作業を進めているところです。 本市におきましては、いわゆるハコモノにつきまして、平成23、24年度の2年度にわたり、外部有識者による検討委員会を開催し、この検討結果を踏まえて、「公共施設再編に関する考え方」として類型別の管理方針を策定しています。また、市長自ら市政内容等について市民と意見交換を行うタウンミーティング（中学校区単位で実施）で、内容を説明したほか、具体な取組にあたっては、必要に応じて、施設所管課ごとに利用者への説明会を実施しています。 公共施設等総合管理計画の策定にあたりましては、インフラを含めた施設全体について網羅することになりますが、合意形成のための説明会等は実施せず、パブリックコメントや市広報やホームページでの情報提供を実施する予定です。

市名		各市の状況
21	新城市	市の公共施設を、全市域的利用する施設と、主に市内一部地域に利用する施設に区分し、後者については地域との合意形成を前提に管理運営・配置を検討すること、また、合意形成を前提とした実施計画推進体制を構築すること公共施設等総合管理計画における基本方針に位置付けたいと考えています。現在は、平成26年度に作成した公共施設白書をもとに市の広報誌やホームページ等により情報提供に努めていますが、計画策定後は市の基本方針について、地域単位での周知を実施していく予定です。
22	東海市	検討していない。
23	大府市	平成28年度に企画政策課にて公共施設等総合管理計画を作成を予定している。 【合意形態のスケジュール】 平成28年12月　市議会全員協議会において計画書（案）の説明 平成29年 1月　パブリックコメントの実施（市ホームページ等で公開） 平成29年 3月　市ホームページにて計画の公表
24	知多市	知多市では、平成27年度に「知多市の公共施設に関する市民アンケート」を実施し、市民に知多市の公共施設老朽化問題の現状を知ってもらうとともに、そのことを踏まえたうえでの市民の意向を把握した。公共施設等総合管理計画では、その市民の意向を反映させた基本方針を設定する。 また、平成28年度は、公共施設等総合管理計画（案）について、パブリックコメントを実施し、そこで得られた意見を計画に反映させる。 計画の策定完了後は、市広報やホームページで情報提供をしていく予定である。
25	知立市	知立市では今年度公共施設等総合管理計画を策定予定です。 平成26年度には公共施設白書を作成するにあたり市民アンケートを行い、公共施設のあり方についての市民意識調査を行いました。このアンケート結果から、他施設全体との比較でスポーツ施設の満足度が低いことがわかったため、今年度はスポーツ施設の利用者アンケートを行い利用状況及び今後の施設のあり方に関するアンケート調査を行いました。 またこの他に、今年度は、名古屋大学との共同研究として公共施設の利用実態把握のための市民アンケートを行うことと、素案についてはパブリックコメントにより、広く市民の意見を募集する予定です。 策定後は市民に周知を図るための説明会等を開催する予定です。
26	尾張旭市	尾張旭市では、現在「公共施設等総合管理計画」を策定中です。（平成28年度末策定予定） 公共施設等は、貴重な市民との共有財産であり、市民は、施設等を維持管理する費用を負担する納税者でもあることから、市民との情報共有と合意形成を図ることは、計画を進めていく上で重要な課題だと考えます。 そこで、本市では、「公共施設等総合管理計画」策定する中で、市ホームページや市広報等での情報提供を行い、また、よりきめ細かな対応ができるよう、2回のパブリックコメントを行うこととしています。 「公共施設等総合管理計画」策定後は、再配置計画等の個別計画策定を予定していますが、この段階においても、市民参加手法を取り入れた計画策定などを検討しています。
27	高浜市	議題提出市
28	岩倉市	公共施設等総合管理計画については平成28年中の策定に向け策定作業を行っているが、平成27年度からの継続事業であるため、平成27年度分の業務の経過についてホームページで公開している。また、平成27年度に作成した公共施設白書についても広報及びホームページで市民に周知し、あわせて平成28年度より公共施設再配置計画の策定に着手することを周知している。 公共施設再配置計画の策定に当たっては、公共施設の利用及び今後のあり方に関する市民アンケートを2,500人の市民に実施しているほか、平成29年度についてはパブリックコメントの実施を予定している。

市名		各市の状況
29	豊明市	本市では、平成26年度に公共施設白書と総合管理計画を策定しました。策定にあたっては、附属機関の行政改革推進委員会に諮って委員の皆様に審議いただき、パブリックコメントを経て公表しました。 市民への情報提供については、ホームページや広報への掲載、概要版のパンフレットを全戸配布をして周知を図りました。 市民との合意形成については、市内10箇所で市長との意見交換会を開催した際、市長自ら説明をし、参加者からは概ね賛成の意見をもらいました。 現在進めている施設の適正配置計画の策定の中でアンケート調査や地域でのワークショップ等実施し、合意形成を図っていく予定です。
30	日進市	市民アンケートの実施、シンポジウムやホームページ等で情報提供し、理解と協力をお願いしています。
31	田原市	■H25年～H26年に市長の諮問機関である公共施設あり方検討委員会を設置し検討。H26年2月公共施設白書、H26年12月公共施設適正化計画を策定、H28年3月公共施設等総合管理計画策定、H28年8月公共施設適正化アクションプラン策定予定。(HP等により閲覧可能。) ■公共施設の適正化方針を決定するまでの過程においては、諮問機関(市民・有識者等)を設置し検討しているが、それ以降については、内部の行政事務の一つとして計画策定等を実施している。 ■利用者・地域等の聴取等については、アクションプランに基づく個別の適正化事業を推進する時に実施を予定する。 ※計画策定時において、利用者・地域等の意見を聞きながら合意形成を図りつつ策定することは不可能と考える。
32	愛西市	愛西市では、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の適正配置を推進するため、平成27年4月に「公共施設等マネジメント基本方針(素案)」を策定しました。 現在、この公共施設等マネジメント基本方針(素案)を受け、平成27年度・28年度の2年間で「公共施設等総合管理計画」を策定しています。(公共施設等総合管理計画策定業務委託費:8，316，000円) 市民との合意形成については、市民との情報共有による相互理解や共通認識を通じて形成されるものと考えております。 具体的な方法については検討中ですが、市民アンケート等による啓発活動、市民ニーズの把握、広報誌やホームページ等での情報共有等を行うことが考えられます。
33	清須市	・市民の意見を踏まえた計画とするため、無作為抽出した市民2,000人を対象に、公共施設に関するアンケート調査を実施した。 ・計画の案を策定した後は、多くの意見を取り入れるべく、パブリック・コメントを実施する予定をしている。 ・パブリック・コメントを経て、計画を策定した後は、市広報やホームページにおいて周知を行っていく予定をしている。
34	北名古屋市	北名古屋市では、平成27年度にインフラ施設を含めた公共施設等総合管理計画を策定するため、推進体制として3課によるプロジェクトチームと、公共施設等を保有する14課からなるワーキンググループを設置し、平成28年3月に計画を策定し、計画内容を市ホームページ等で公表しています。計画書の中では「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を示す項目において、「建物系公共施設における適正配置の方針」として市が検討している戦略的な取組の概略を示しました。 市民への合意形成としては、計画案について、市議会での審議とパブリックコメントを行いましたが、地区説明会等は行っていません。なお、平成27年度までを計画期間とした「北名古屋市行財政改革行動計画」において、「公共施設管理運営の見直し方針(平成23年3月)」ならびに「公共施設管理運営の見直し計画(平成24年3月)」を策定し、公共施設の適正配置等について市民へ提言しておりますが、今後、公共施設の統廃合及び用途変更を進めていくためには、利用者等の合意形成が必要であると認識しているため、外部委員会等からの意見を聴取することで、推し進めていくことを検討しています。

市名		各市の状況
35	弥富市	弥富市では、平成28年3月に弥富市公共施設等総合管理計画を策定しました。今年度より市ホームページにて、市民に対し情報提供し、6月定例会議におきましては議員にも説明しています。 今までのところ、市民への合意形成としての住民説明会等は行っておりませんが、来年度以降、公共施設再配置計画を策定していく場合においては、市民への合意形成としての住民説明会等を行っていく必要があるものと考えています。 【担当　秘書企画課】
36	みよし市	計画策定前にパブリックコメントによる意見の募集を行い、市民との情報共有を図る。 また、市議会に対しても、計画策定後に説明をする予定。 行政改革の一環と考えているので、外部委員からなる行革委員会に諮問、パブリックコメント、答申、策定の順で進める予定。
37	あま市	本市では、今年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定し、来年度、施設類型ごとの具体的な方針である個別計画を策定する予定であります。 今年度中の、市民への合意形成としての地区説明会やホームページ等での情報提供は行わない予定ですが、来年度策定する個別計画を策定する際には、市民への合意形成の手段を検討する必要があると考えています。 （担当課：企画政策課）
38	長久手市	本市では、平成28年度中の計画策定に向けて作業を進めている。 住民との合意形成の方法としては、中学校区単位での地区説明会及びワークショップを行うほか、無作為抽出による市民アンケート調査を行い、市民の意見等を計画策定に反映したいと考えている。 説明会及びアンケート調査については、10月から12月頃の実施を予定している。